

## 第125回神河町議会定例会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 報告第8号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 第69号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第70号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第71号議案 神河町森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第72号議案 神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第73号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第74号議案 令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 第75号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第2号）
- 第76号議案 令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第77号議案 令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第78号議案 令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第79号議案 令和7年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第80号議案 令和7年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 第81号議案 令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第82号議案 令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 第83号議案 令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第84号議案 令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第85号議案 令和6年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第89号議案 令和6年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第90号議案 令和6年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第91号議案 令和6年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第92号議案 令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第93号議案 令和6年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第94号議案 令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第95号議案 令和6年度神河町水道事業会計決算認定の件  
第96号議案 令和6年度神河町下水道事業会計決算認定の件  
第97号議案 令和6年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件  
第98号議案 令和7年度神河町一般会計補正予算（第4号）

神河町告示第148号

第125回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月25日

神河町長 山名宗悟

1 期 日 令和7年9月1日

2 場 所 神河町役場 議場

---

○開会日に応招した議員

小島義次	松岡宣彦
木村秀幸	藤森正晴
小寺俊輔	藤原資広
廣納良幸	栗原廣哉
安部重助	澤田俊一
吉岡嘉宏	

---

○応招しなかった議員

なし

---



---

令和7年 第125回（定例）神河町議会会議録（第1日）

令和7年9月1日（月曜日）

---

議事日程（第1号）

令和7年9月1日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第8号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第6 第69号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第70号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第71号議案 神河町森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第72号議案 神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第73号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第74号議案 令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 第75号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 第76号議案 令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 第77号議案 令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第78号議案 令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 第79号議案 令和7年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第80号議案 令和7年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 第81号議案 令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第82号議案 令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第83号議案 令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 第84号議案 令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 第85号議案 令和6年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件

第86号議案	令和 6 年度神河町ケアステーション事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第87号議案	令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第88号議案	令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第89号議案	令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第90号議案	令和 6 年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第91号議案	令和 6 年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第92号議案	令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第93号議案	令和 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
第94号議案	令和 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
第95号議案	令和 6 年度神河町水道事業会計決算認定の件
第96号議案	令和 6 年度神河町下水道事業会計決算認定の件
第97号議案	令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸報告
日程第 4	報告第 8 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
日程第 5	報告第 9 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
日程第 6	第69号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 7	第70号議案 神河町議會議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 8	第71号議案 神河町森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 9	第72号議案 神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第73号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第74号議案 令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第12	第75号議案	令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	第76号議案	令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14	第77号議案	令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	第78号議案	令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	第79号議案	令和7年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	第80号議案	令和7年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18	第81号議案	令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	第82号議案	令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第20	第83号議案	令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第21	第84号議案	令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）

---

#### 出席議員（11名）

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 小寺俊輔	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 澤田俊一
6番 吉岡嘉宏	

#### 欠席議員（なし）

#### 欠 員（1名）

#### 事務局出席職員職氏名

局長	高内教男	主査	鵜野雄二郎
----	------	----	-------

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	中野憲二	上下水道課長	谷紹和人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	黒田勝樹		木村弘美

税務課長	中 島 宏 之	会計管理者兼会計課長
住民生活課長	井 出 博	北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事	藤 原 一 宏	町参事兼事務長 高 階 正 三
		病院総務課長兼施設課長
農林政策課長	前 川 穂 積	井 上 淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事	岩 田 励	教育課長兼給食センター所長
		児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長		
	石 橋 啓 明	
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		
	高 橋 吉 治	

---

#### 議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

まず、8月6日からの記録的な大雨により、石川県、山口県、熊本県、鹿児島県内の市町に災害救助法が適用されたほか、全国各地で人的・物的被害が発生しました。亡くなられた方々に心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にはお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

また、今年の夏も記録的な猛暑が続き、7月30日には丹波市で41.2度を記録し、国内の観測史上最高気温を一時更新しました。全国では5万人以上の方々が熱中症で救急搬送されるなど、健康被害が深刻な状況が続いております。

神河町においては、防災行政無線による熱中症予防の注意喚起やクーリングシェルターの増設・開放など、住民の健康を守る対策が実施されております。町当局におかれましては、引き続き異常気象に備えた防災面、健康面で住民に寄り添った取組をよろしくお願ひいたします。

さて、本日、ここに第125回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶の至りに存じます。

今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、報告、条例の一部改正、令和7年度各会計補正予算、令和6年度各会計決算認定など計31件であり、いずれも町政にとって重要な案件であります。特に、決算認定につきましては、改めて申すまでもありませんが、予算の執行状況を確認・検証し、その行政効果を客観的かつ総合的に評価することが求められます。それにより、翌年度以降の予算編成に向けた課題や改善点を整理する意義があるものです。

議員各位におかれましては、町民の皆様の負託に応えるために慎重審議に努めていた

だき、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

---

### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今日から9月に入りました。町内の田んぼでは稲穂が実り、既に稲刈りがあちらこちらで始まっています。まだまだ残暑厳しい中ではありますが、確実に秋へと移ろいつつあります。

日本列島は観測史上最短の梅雨明けから、今年の夏は全国的に記録的な猛暑となり、兵庫県では、毎年福崎町が最高気温を記録しておりましたが、今年は丹波市において41.2度の観測史上最高気温を記録する中、神河町でも連日厳しい暑さが続きました。お盆前後からは、線状降水帯、あるいは局地的な激しい大雨により、九州、北陸、東北地方に災害が発生するなど、地球温暖化による気候変動が毎年顕著になってきているのではないかでしょうか。改めまして、このたびの豪雨災害でお亡くなりになられました方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞い申し上げます。あわせまして、一日も早い復旧・復興を心から希望するものでございます。

神河町においては、中心部においてピンポイントで3時間100ミリ近い集中豪雨もありましたが、幸いにも被害発生には至りませんでした。しかし、これからが台風の本格シーズンとなってまいります。役場として、常に気象情報を把握して、最新の情報を発信してまいります。

さて、7月6日、神河町誕生20周年のシンボルである、神河町図書コミュニティ公園「桜空」がオープンいたしました。当日は真夏のような強い日差しと厳しい暑さの中にもかかわらず、多くの方々に御来場いただき心より感謝申し上げます。青空の広がる中、遊具で遊ぶ子供たちの楽しい声が響き、オープン記念イベントとして絵本作家、きむらゆういち氏による記念講演、そして音楽ライブパフォーマンスも行われ、公園内では多くのキッチンカーも出店いただき、桜空の魅力を多くの皆様に体感いただけたことと思います。今後も世代を超えた新たな交流の場として、地域の皆様に親しまれる施設となるよう努めてまいります。

20日には、第27回参議院議員通常選挙が実施されました。今回の投票率は73.53%となり、兵庫県内では唯一70%を超える投票率となりました。有権者の皆様の意識の高さに感謝申し上げます。

そして、8月2日には第18回かみかわ夏まつりが開催され、7,000人の大観衆の中、1,000発の花火と23の夜店、そしてステージイベントで大いにぎわいました。今年は町政20周年を記念して例年より工夫を凝らした花火が打ち上げられ、神崎小学校グラウンドは大きな歓声と感動に包まれました。改めまして、企画・運営から警備、防犯、夜店の参加に至るまで多くの皆様に御協力をいただき、心から感謝を申し上げま

す。

神河町は、令和2年12月に神河町「恒久平和のまち」宣言を制定し、各種事業を取り組んでいますが、7月26日には、たつの市出身で世界的に活躍されているバイオリン奏者、伊藤さくらさんとその仲間たちによるコンサートが開催されました。昨年に引き続きの開催となりましたが、今年は2部構成で開催、第1部として、広島で被爆したバイオリンで平和への祈りを込めたコンサートを行いました。被爆バイオリンコンサートはテレビ、新聞等で多く取り上げられ、戦後80年の節目に改めて核兵器廃絶、平和への思いを新たにしたコンサートがありました。

また、8月17日には遺族会主催の映画会がグリンデルホールで開催されました。会場では戦地で命を落とされた神河町出身者の遺品も展示され、戦争の悲惨さや命の貴さを改めて感じる機会となったと思います。

さて、本日は、第125回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様の出席を賜り、議会が開催されますことを厚く御礼申し上げます。今定例会には、報告2件、条例改正5件、令和7年度補正予算11件、令和6年度各会計の決算認定13件の計31件あります。議員各位には慎重審議いただき、御承認、可決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### 午前9時09分開会

○議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第125回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤田 俊一君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名します。

2番、木村秀幸議員、3番、小寺俊輔議員、以上2名を指名します。

---

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部です。去る8月26日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、本定例会の会期ですが、本日から9月25日までの25日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告2件、条例の一部改正5件、令和7年度補正予算11件、令和6年度神河町一般会計、特別会計、事業会計、決算認定13件の計31件であります。

議会からの提出議案、閉会中に受理した請願はございません。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目と明日の第2日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第8号及び第9号は了承、第69号議案から第73号議案については、討論の後、表決をお願いすることにしております。

第74号議案、令和7年度一般会計補正予算は、総務文教常任委員会に付託することにしています。第75号議案から第81号議案の各特別会計補正予算、第83号議案及び第84号議案の事業会計補正予算については、討論の後、表決をお願いすることにしております。なお、一般会計補正予算との関連がある第82号議案、長谷地区振興基金特別会計補正予算については、最終日に討論、表決をお願いすることとしております。

第85号議案から第97号議案の令和6年度各会計決算認定については、一括して提案説明を受けた後、藤後代表監査委員から令和6年度各会計決算について審査結果を報告していただきます。決算認定に伴う質疑は第3日目と第4日目に行い、設置いたしました決算特別委員会に審査を付託することにしております。

なお、決算特別委員会委員は、議会運営基準第120条の規定により、議長と議会選出監査委員を除く全議員を選任することにしております。一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを8月21日の午後3時とし、通告があった3人の議員により、本会議第5日目の17日に行います。

25日の最終日は、総務文教常任委員会に付託しました第74号議案、決算特別委員会に付託しました第85号議案から第97号議案について、各委員長から審査報告を受け、討論、採決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月25日までの25日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本

日から9月25日までの25日間と決定しました。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄につきましては、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきま

す。

まず、総務文教常任委員会、藤原資広委員長、お願ひします。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の藤原です。閉会中の8月19日に総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、お手元の開催結果報告書の中から主な事項について報告をいたします。

教育委員会関係でございます。学校教育関係を先に行きます。小学校の適正規模・適正配置についてであります。最初に、令和7年度の長谷小学校・幼稚園を考える会ではどういう内容の話が出たのかの問い合わせに対しまして、特定地域選択制の導入について説明し同意を求めたが、長谷小学校を自由学区にしてはどうかという意見や、町内全体を自由学区にしてはどうかという意見、また、ほかの校区から長谷小学校に通える制度を導入できないかという意見などがあったとの答弁でございました。

次に、長谷校区以外の他地域から長谷小学校へ通学できるのかの質問が出たとのことだが、教育課としてはどう回答したのかの問い合わせに対しまして、現状の学区の中ではそういうことについて定められていないので、現在の学区制では難しいというニュアンスを伝えているという答弁でございました。

次に、小学生が少なくなっていく中で、学校教育審議会を設置していろいろな意見を聞くことは大事なことだと思う。その構成メンバーに識見を有する大学教授等とあるが、神河町やこの近辺で校長を務められた方もたくさんおられる。大学教授でなくとも、実際に現場を知っている元校長などをメンバーに入れたらどうかの問い合わせに対しまして、学校現場を知っているという意味では、現役の校長や教職員にも入っていただく予定である。今回、識見者をお願いしたいのは、大学教授など教育行政について研究されている方で、幅広い意見をいただけるところで考えている。まだ決まっていないが、教育行政分野の研究などをされた方で他市町の審議会などにも委員として参加された方や、小・中連携の分野にということで姫路市立白鷺小中学校の元校長、元教育事務所長など、幅広く県下の学校の状況に精通された方に入っていただきたいと考えているという答弁でございました。

最後に、識見者の意見も必要だが、より地域に根差した方の意見も大事だと思う。そ

の辺りを考慮できないかの問い合わせに対しまして、適切な方がおられたら紹介していただければ、今後、教育委員会の会議の中で考えていくことも可能だと思うという答弁でございました。

次に、図書コミュニティ公園関係でございます。最初に、図書コミュニティ施設内で、夜間管理をお願いしているシルバー人材センターの職員が閉館時間前に施錠したこと、利用者をトイレに閉じ込めるという事故の報告があった。大変重大な事故であり、問題である。事故防止のために閉館時のチェックリストの作成やタイムカードなど勤怠管理システムの導入を考えてほしいという問い合わせに対しまして、まずはシルバー人材センターとの契約内容等の確認から始めるべきだと思っている。その中の一つとして、勤怠管理をどうするのか、シルバー人材センターとしっかり調整した上で、二度とこのようなことが起らぬようチェックシステムをつくることが大事だと考えているという答弁でございました。

次に、桜空のカフェコーナーの不備を保健所から指摘されていることについて、建設当時からカフェコーナーを設ける計画だったと思うが、なぜ今になって保健所から改善の指摘があるのか、設計段階で対応できていなければならぬ事項ではないのか。その辺りをどう思っているのかの問い合わせに対しまして、保健所からの指摘事項を聞いたときに、委員と同様に、設計会社に対して腹立たしい思いがした。設計した東畠建築事務所に設計した責任者としてしっかりとした対応を求めており、早々に対応していく方向で準備を進めているという答弁でございました。

次に、施設内の建具は無垢材を使用しているため、反りや収縮により開閉に支障が出ているとあるが、なぜこんなことが今頃出てくるのか、設計会社はどう思っているのかの問い合わせに対しまして、乾燥は十分されていると思うが、町内産の木材にこだわったということもある。状況がひどいようなら、設計段階や施工段階の責任を問うことも考えるべき事態だと思っている。無垢材を使うと多少の反りなどで修正は出ることははあるが、今回それが許容範囲内であるか、様子を見たいという答弁でございました。

次に、どちらも設計段階のミスで、何らかの形で修正や対応が必要となっている。今後もいろんな問題が出てくるかもしれないが、その辺りの対応はしっかりとしてほしいという問い合わせに対しまして、それぞれの設計や施工者の責任は執行側としてしっかり見ていただき、求めるべきは求める姿勢で進めていくという答弁でございました。

最後に、図書館と名がつくところには図書館の運営審議会が必要である。当施設は図書コミュニティ施設であるので運営審議会は不要だが、図書館に準ずるような形で運営審議会のような意見を聞く場をつくったほうがよいと思うが、その意向はないのかという問い合わせに対しまして、社会教育委員会や外部評価委員会での検証を考えている。また、一般利用者からの御意見箱などを設置して意見をいただくことも必要かと思っている。今後、運営審議会が必要か、社会教育委員会でその機能を果たすかは検討していきたいという答弁でございました。

次に、給食センター関係でございます。給食センターの市川町との統合に向けての資料説明があり、今ある中播北部行政事務組合での運営が想定されている。以前にも委員会で話したが、委託の場合のメリット、デメリットと一部組合の場合のメリット、デメリットを一度整理して、当局として結果的にこういう方向づけをしたいという説明をお願いしたいの問い合わせに対しまして、以前、市川町と協議をしていた際、市川町としては神河町へ委託したいという気持ちが強かった。しかし、当町としては、学校給食はすごく大切なもののなので、市川町も神河町と同じように責任を持つべきであるという考え方から、対等の立場でやっていくという中で一部事務組合の形でよいのではという話を市川町としている。ただ、それは一つの考え方なので、いろいろな方法を含め検討を進めていきたいという答弁でございました。

税務課及び会計課は特にございませんでした。

次に、総務課関係でございます。ケーブルテレビ・インターネット運営事業についてでございます。6月開催の全員協議会で、姫路ケーブルテレビとのIRU契約が最善であるという説明や、ランニングコストは光回線事業者を選択したほうが安価である可能性を検証するため、光回線整備費10億円を含めた10年間のコストをほかの選択肢と比較をしてほしいとお願いした。また、姫路ケーブルテレビに移行する場合、現状のサービスのリストを作り、価格の比較も含め、それができるかできないかを示してほしいとお願いをした。それらを進めた上で、今回の説明にならないといけないと思う。計画的にしっかりと進めてほしいという問い合わせに対しまして、ランニングコストについては、見積りを出すのに何か月もかかると聞いているので、少し時間が必要である。また、現状のサービスについても一つ一つ洗い出しをしていきたいと思っており、姫路ケーブルテレビに幾つか投げかけをしているところである。全員協議会で出た課題については認識しているので、今後進めていきたいという答弁でございました。

次に、病院改革推進室の取組状況についての質問でございます。最初に、病院改革推進室の取組については、見直しが必要で、もっと踏ん張ってもらわないと困るという指摘があったようだが、病院改革推進室長を兼任されている財政特命参事は、どのような指導をされているのか。踏ん張ってもらわないといけないという言葉の中に、こういう考え方もあるよというような指導的なものがあれば教えてほしいという問い合わせに対しまして、令和10年に資金不足が考えられることから、早急に取組を進めなければいけない。病院は町にとって非常に大事で、なくてはならないものであるという認識の下、財政シミュレーションをつくっていく中で、町としてどれくらいの援助ができるのか、病院はどれくらいの収益を上げることができるのか、その両方を取り組まなければいけないと考えている。総合病院でいろんな診療科があることは大事だが、病院や町の体力も見た中で、総合病院を少し縮小する方向も考えていく必要がある。また、病院に総合戦略室ができたので、機能を十分に生かし、分析を重ねながら、よりよい病院、住民に喜ばれ維持できる病院が何かを考え、あと1年半ぐらいの間に方向性を決めていきたい。町も大

いに関わりつつ、病院の持つべき責任とのバランスを見ながら病院の在り方を考えてい  
くという答弁でございました。

最後に、令和10年まであまり時間がないが、その危機感が住民には見えてこない。  
病院は住民全員が一番利用する町の施設なので、もっと危機感を持って対応してほしい。  
診療科の縮小もあってもよいが、先生や看護師、職員の質などもいろいろあると思う。  
住民の立場に立った考え方をもっと押し通して、何かよい案を考えてほしい。独立行政  
法人という意見も出ているが、それも含めて幅広く早急に考えてほしい。あわせて、危  
機感が住民に伝わってないことは本当に反省すべきと思っている。ほかの病院へ行くと、  
看護師を含めすごく丁寧な対応をしてもらえるのに、うちの病院はそのレベルに達して  
いないということを言われるかもしれないということも含め、ほかの病院へ当院の患者  
が逃げる理由は何か、病院に来てもらうためにはどうすべきかを真剣に考え、住民に喜  
んでもらえる病院にすべきということを伝えている。経営形態を独立行政法人や民営な  
どにしたところで、そこで働いている職員の気持ちが変わらない限りサービスは変わら  
ず、何をやってもうまいかないということになるので、まずは職員の意識改革に時間  
を詰めて取り組んでいきたいという答弁でございました。

防災行政無線の合成音声についてでございます。これまでのアナウンサーによる声の  
ほうがしっくりくるという声を複数聞いている。合成音声は発音がはっきりしていてよ  
く分かるが、心が通じないところがある。NHKなどでも合成音声のニュースを時々し  
ているが、合成音声は一部だけで全部ではない。当町は全部がいきなり合成音声だったのでしつこないところがある。少しずつ可能なところから入れていくなど、人間味  
を残したアナウンスにしてほしいの問い合わせに対しまして、対面で人の声で話すことは大事  
だと思っている。一方で、事務効率を図っていくことも務めだと思っている。合成音声  
を機械音声として最初から拒否反応を示されている方や、イントネーションがおかしい  
と受け入れの方もあるかもしれない。できるだけ人の声に近づけるよう少しずつ改善  
していきたい。御意見をしっかりと受け止めていきながら、変えられるところは変えて  
いきたいという答弁でございました。

以上、質問のあった主なものを報告いたしました。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、民生福祉常任委員会、松岡宣彦委員長、お願ひします。

○民生福祉常任委員会委員長（松岡 宣彦君） おはようございます。民生福祉常任委員  
会委員長の松岡です。閉会中の8月8日に民生福祉常任委員会を開催し、所管事務につ  
いて調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元に配付し  
ております民生福祉常任委員会開催結果報告書を御覧ください。

まず最初に、公立神崎総合病院です。神崎総合病院の主な質疑応答は次のとおりです。

調査期間内に入院患者が増加しているのは、患者を受け入れるための努力をしていた  
のか、それとも自然に増えたのかという問い合わせに対し、整形外科の手術件数が伸びたのと、

それに伴うリハビリテーションのための入院で、平均在院日数が長くなつたためと思われる。また、急性期の病院からの転院患者も多かったというのも要因の一つであると考えている。

次に、神崎総合病院の活動などを報告するインスタグラムを始めているが、同時にフェイスブックも始めたらどうかという問い合わせに対し、早速導入に向けて調整をしたいと思うという答えでした。

次に、急性医療ＩＣＴ連携ネットワークサービス事業の取組状況について、当初計画していたコミュニケーションシステムの装置を救急車2台に搭載し、救急の受入れを判断するデータとして活用していくことを目的としていたが、使用件数が伸び悩み、ほかの有効活用策で利用の検討を行うと報告を受けた。今後はどういった活用方法を考えているのか。例えば、オンコール時の院内コミュニケーションツールや遠隔カンファレンスなど、病院の中での利用を考えているのか、また、一步進んで訪問診療などの活用を考えているのかという問い合わせに対し、もともとは神戸大学の脳外科の先生が、脳疾患などの状況を受入先の病院へ画像で分かりやすく情報提供できないかと言われたのが始まりで、神崎総合病院としては姫路市中播消防署と協力して運用を試みたが、トラブルが非常に多く、運用開始の1月から7月末まで使用事例は5件にとどまっている。今にすれば、かなり先進的過ぎたところは否めないと思っている。今後の活用方法としては、今のところ、転院患者を搬送するときに紹介状にデータを添付することは有効なツールかなと考えている。訪問診療も含め、先進病院の取組の情報を得ながら進めていくという答えでした。

次に、戦略室会議、経営改善計画推進本部会議、病院改革委員会などの会議によって、健全経営に向けた様々な問題は解決できるのか。一步前へ進んで独立行政法人への移行など新たな取組等への考えはないのかという問い合わせに対し、独立行政法人化については、神崎総合病院の規模では現実的にかなり難しい。ただ、病院全体としては、そういう選択肢も含め、四、五年先、近未来について、そのとき中心となる職員を含めて一緒に意見交換をしながら一から検討していく。現状では、経営改善計画などでできることをしっかりと取り組んでいくという答えでした。

次に、夜間の救急診療で小児科の診療はできないとのことだが、症状によっては受け入れしてもらえるのかという問い合わせに対し、例えば、外科や整形外科のドクターが当直をしているときは、捻挫や指先を切ったなどの症状であれば受け入れるが、小児科のドクターは当直をしないので、子供が発熱や引きつけを起こしたときは受け入れしていないという答えでした。

続きまして、健康福祉課です。まず、地域包括ケアシステム構築及び協議体の進捗状況についての主な質疑応答は次のとおりです。生活支援協議体の進捗状況について、進歩的な活動をされていた大山区が解散された原因は何だったのかという問い合わせに対し、支援金などの関係もあり、自治協議会の見守り支え合い部会に所属して活動を続けていか

れるということである。大山区など小さい単位で活動するより、自治協議会など大きなブロックで活動するほうがよい内容もあり、ほかの集落でも内容によってそういういた動きは見られる。

次に、食育及び健康増進事業の取組状況についての主な質疑応答は次のとおりです。町ぐるみ健診で会場に関するアンケートを取られているが、その結果はという問い合わせし、越知谷地区と長谷地区のアンケートで様々な御意見をいただいた結果、交通手段や会場の問題だけでなく、地元で受診したいという御意見や健診内容の充実を求める御意見などをいただいた。今後、予算を含め、そういう改善内容を検討していくという答えでした。

続きまして、住民生活課です。最初に、防災（無線）・防犯対策の取組状況についての主な質疑応答は次のとおりです。災害時支援に関する協定を多くの企業と締結しているが、その協定先や内容などを整理し、地域防災計画の中にマニュアル化するなど、災害時に実効性があるものとなっているのかという問い合わせに対し、地域防災計画の資料編や業務継続計画の中に明記されているが、具体的な取扱いなどについては、職員の対応マニュアルを再度確認しながら進めていく。

次に、町営住宅の管理運営についての主な質疑応答は次のとおりです。町営住宅については、現在も空き家、空き部屋が増え続けている状況である。入居要件の変更も可能だと聞いているが、今後、町としてはどのように活用していく計画か。空き家に対する需要や傾向など、現状を把握する必要があるのではないかという問い合わせに対し、利用者が減っている要因がはっきり分からぬので、不動産業者の意見や民間の借家の状況など、データを集めるという答えでした。

その他についての主な質疑応答は次のとおりです。消防団活動で夜間に消火活動をした際、鎮火後の作業のときに足元が見えにくく、ライト不足を感じたので町で用意してほしいという問い合わせに対し、指令車に常備しておくようにするという答えでした。

最後に、上下水道課です。上下水道課の継続調査報告事項での主な質疑応答は次のとおりです。給水管の漏水工事の際、新しいものに交換した水道管の耐久年数はどのくらいかという問い合わせに対し、一般的に管路の耐久年数は40年、50年とされているが、最近は製品の品質が向上しているので、耐用年数は大幅に延びると考えているという答えでした。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これ以外の項目につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、御確認ください。

以上、執行部におかれましては、報告書を読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで民生福祉常任委員会の開催結果の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願ひします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員会委員長の藤森です。

委員会は、去る8月5日に開催いたしました。

それでは、調査報告をいたします。

初めに、建設課であります。河川環境整備事業につきましては、令和7年度もこれまでと同様に、河川敷地内の除草や立竹木の伐採、可能な限りの根起こし、河床整正を予定しています。現時点では、中村区、吉富区、宮野区の県管理河川の環境整備を実施する予定です。

次に、急傾斜地崩壊対策事業であります。本年度から新規採択された事業で、柏尾区、マエジマ自動車の裏山付近約210メートル、重行区、重行集会所から北側約250メートル、本村区、祐泉寺の西側付近約120メートルの事業は、7月28日に姫路土木事務所福崎事業所から各区への事業の概要説明があり、今後、現地調査をはじめとする測量調査に入る予定です。

次に、加美宍粟線、坂の辻トンネル要望の進捗状況であります。令和7年度の県民センターとの意見交換会では、莫大な事業費が必要となるため、長期的な課題として考えている。引き続き安全施設の整備や落石対策、冬季の安全な交通確保など適切な道路管理に努めていくと、昨年度と同様の回答がありました。今後も引き続き粘り強く要望活動をすることが重要であると再認識し、両市町と両議会が一体となって、計画実施に向けてさらに連携強化を図っていかなければならないと考えています。

次に、主な質疑であります。

県道や国道において、中央線や外側線が消えて見えなくなっている箇所が多い。例えば新寺前橋橋梁長寿命化工事では、その工事区間のみ中央線や外側線が引かれ直されているが、その前後の区間は以前のままである。この区間だけ別発注すると経費も高くなるので、県への要望段階で一緒にやってもらうように要望できないかの質疑に対し、町としては、県道等の補修に合わせて前後区切りのいいところまでと思っているが、補助事業であるため、県の補修箇所も一つの設計に入れるのは難しく、県は早々には対応してくれないと思う。舗装の補修や消えかけたライン等については、姫路土木事務所福崎事業所へ行くたびに要望しており、県の判断に委ねることになるとの回答であります。

次に、地籍課であります。地籍調査事業は順調に進捗しています。

質疑であります。熱中症対策や蜂の対策は十分できているのかの質疑に対し、熱中症警戒アラートを隨時確認し、自己チェックシートによって自己管理を自己責任でしてもらいうように徹底している。蜂の対策については、現場の状況を常に情報収集している。ばらばらに行動すると蜂の巣に遭遇する可能性が高いので、集団行動で先達が通ったところを通るといった指導をしている。万が一刺されたときは、毒を吸い出す応急処置用機材があり、救助訓練や緊急訓練もしているとの回答であります。

次に、農林政策課であります。質疑であります。町や県で有機農業の推進をしているが、学校給食に価格の高い有機米や有機野菜をどこまで導入できるのか。また、生産者に作ってもらう一方で、販路を見つけてあげねばいけないのでないかの質疑に対し、

学校給食については、有機農業の推進を行政の中でどの程度優先的に考えるかということだが、まだそこまで進んでいない状況で試算もしていない。販路については、有機米や有機野菜に限らず、町内産の農作物を流通させる仕組みが一番課題であり、開拓していきたい的回答であります。

次に、有害鳥獣対策であります。質疑であります。獣害、獣による被害が出ているが、熊対策などに当たっては、職員も猟銃免許を持っていないと対応できないこともあるのではないかの質疑に対し、獵友会のメンバーも少なくなってきており、必要性や緊急度が出てくると考える必要はあると思うが、現時点では狩猟に関して職員に業務として担ってもらうことは考えていない回答であります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。グリーンエコー笠形であります。指定管理者の株式会社D r e a m a w a y から、継続的な運営が困難という理由で撤退したいとの申出がありました。時期については9月末が希望です。それに対しての質疑であります。株式会社D r e a m a w a y は町内業者等に不払いがある状態だと聞いているが、きっちり清算された上で撤退されるのか。もし支払いをされないスタンスを取られるのなら、町としてどうするのかに対し、契約解除に関する合意書の作成が必要となってくる。その中で、不払いや後始末的な残務処理については株式会社D r e a m a w a y にやっていただきことを明記した上で、顧問弁護士にリーガルチェックをしていただき、正当な契約解除に向けた処理を行っていかなければならないと思っているの回答であります。

次の質疑であります。9月以降の予約や雇用されている方の問題、体育施設の指定管理料の問題が出てくると思う。町として想定できることはしっかりとリストアップして協議に臨んでいただきたいの質疑に対し、確認すべきところはしっかりとしていきたいの回答であります。

次の質疑であります。次の指定管理者をどのタイミングで公募するのか。町のビジョンを明確にして公募するべきであるとの問い合わせに対し、慌てて次の業者を選ぶより、こんなふうにしていきたいというプランを持った上でプロポーザルに向けて進めていきたいの回答であります。

次の質疑であります。グリーンエコー笠形の今後の在り方について、大事なのは地元の集落や粟賀北ブロックの住民の方と連携していくことだと思う。地域をはじめ、商工会や観光協会の意見も十分聞いて進めていただきたいの質疑に対し、関係される地域の方々や団体にも確認していきたいと思っているの回答であります。

次の質疑であります。オウネン平のグラウンドゴルフ場の工事の状況はどうなのかの質疑に対し、グラウンドゴルフ場の工事は、獣害対策のフェンス等の工事は終わっている。一部の芝生の張り替えをどうするのかは今後の全体像を見る中で検討していきたいの回答であります。

次に、観光施設に係る指定管理者の公募についての質疑であります。観光施設に係る

指定管理者の公募については、令和9年3月31日、指定管理契約が満了する8施設のうち、峰山高原スキー場と峰山高原ホテルリラクシアを一体施設とした上で、1年前倒しで令和7年度中に指定管理者の公募を行いたい旨の申入れがありました。これに対しの質疑であります。株式会社M E リゾート播磨のスキー場に係る施設だけを前倒しして公募をすることだが、ほかの施設との整合性が取れないのではないかの質疑に対し、スキー場の指定管理者を今回初めて更新する中で、課題として降雪機など設備的な移動やスキー場として一体となったホテルの利用など、業者が新たに切り替わった場合に様々な問題が出てくるのではないかということを踏まえて考えている回答。これに対し、指定管理者が替わると営業自体困難になる施設とそうでない施設に分けられると思うが、農村公園ヨーデルの森もスキー場と同様に特殊性があると言える。いま一度、全施設をきっちり整理した上で進めてもらいたい。これに対し、それを踏まえて全施設について検討していく回答であります。

次に、峰山高原スキー場に対しての質疑であります。今年度からスキー場のシャトルバスの臨時駐車場が使えないとのことだが、次の臨時駐車場はどこを考えているのかに對し、6月に山陽碎石株式会社から、今年度から臨時駐車場の賃貸ができない旨の報告を受けた。次の候補地としては、今の臨時駐車場の南側にある兵庫クレー株式会社の所有地を第一候補に交渉を進めている回答であります。これに対し、次の臨時駐車場もほぼ決まっているとのことだが、スキー場の臨時駐車場やシャトルバスは必要なのか。一事業者である株式会社M E リゾート播磨のために公費を使うことは理解できない。廃止すべきだと思うかどうかの質疑に対し、この件に関しては、契約当初から双方の約束事なので、今期はそのまま約束を守ることになる。ただ、次の契約時期に向けては条件を変えていく方向で考えたいの答弁であります。

次の質疑であります。公用車の賃貸についても約束事になっているのか。次の公募ではそれも検討されるのかの質疑に対し、株式会社M E リゾート播磨には、マイクロバスとハイエース、軽トラックの3台がある。臨時駐車場やシャトルバスを含め、これらについても検討したいと考えているとの答弁であります。

以上が委員会の報告でありますが、最後に、副町長からの申出がありました。今回説明があった観光施設に係る指定管理者の公募の1年前倒しの件について、今日いただいた意見をしっかり整理をした上で、こういった形で進めたいという提案を一度させていただく機会を持ちたいとの申入れがありました。以上であります。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） それでは、ここで、私のほうから6月定例会以降の主立った事項について報告いたします。

6月25日、岩手県一戸町議会が粟賀小学校跡地整備事業について行政視察で来町され、図書コミュニティ公園「桜空」を視察されています。議会からは藤森正晴産業建設常任委員長と私が、行政からは、山名宗悟町長、ひと・まち・みらい課長、教育課参事

に対応していただきました。

6月29日、宍粟市制20周年記念式典が開催され、私が出席しております。

7月2日、日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線鉄道整備・利用促進協議会総会が朝来市で開催され、私が出席しております。

7月6日、図書コミュニティ公園「桜空」のオープニングイベント及び神河町人権文化推進協議会主催の人権啓発講演会が開催され、各議員に参加いただいております。

7月7日、第197回兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。議事は、令和6年度同組合一般会計歳入歳出決算の認定、副議長及び組合長の互選、監査委員の選任同意など、原案のとおり承認、可決しております。

同じく7月7日、令和7年度兵庫県町議会議長会第2回臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、令和6年度県町議会議長会一般会計歳入歳出決算の認定、令和8年度県予算編成及び施策の策定に関する要望及び令和7年度研修事業実施計画等について、原案のとおり承認、可決しております。

同じく、7月7日から8日、令和7年度市町村議会議員研修が「世界情勢からわがまちの未来をつくる～トップマネジャーの方のために～」をテーマに滋賀県の全国市町村国際文化研修所で開催され、栗原廣哉副議長が受講されております。

同じく、7月8日、「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会が福崎町エルデホールで開催され、各議員に出席していただいております。

同じく、7月8日から9日、兵庫県町監査委員協議会臨時総会及び第1回研修会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査委員、吉岡嘉宏議選監査委員が出席されております。

7月10日、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開催され、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。

7月14日、令和7年度神崎郡民主化推進連絡協議会定期総会が福崎町役場で開催され、私が出席しております。

7月15日、かみかわ夏まつり第2回運営委員会が開催され、私が出席しております。

7月16日、豊岡市議会広報広聴特別委員会が、議会だよりの編集全般について、行政視察で来町されています。議会からは、小島義次広報広聴活動調査特別委員長、木村秀幸同委員会副委員長と私が出席し対応しております。

7月24日、和歌山県白浜町議会観光建設農林常任委員会が、空き家活用事業について行政視察で来町されています。議会からは藤森正晴産業建設常任委員長と私が、行政からは、前田義人副町長、ひと・まち・みらい課長、ひと・まち・みらい課担当職員及び一般社団法人かみかわ移住定住サポートセンター、山下代表理事に対応していただきました。

7月25日、市川町町制施行70周年記念式典が開催され、私が出席しております。

7月28日から7月29日、兵庫県町議会議長会議長研究会が神戸で開催され、私が

出席しております。

28日は、一般社団法人地方公共団体政策支援上級研究員、渡辺太樹氏から「議会におけるデジタル活用を通じた政策立案～データに基づく町の現状と課題について」と題して講演を受けております。

29日は、議会における主権者教育について意見交換を行いました。

8月1日、第60回神崎郡人権教育研究大会が神河町グリンデルホール及び神河中学校で開催され、私が出席しております。

8月2日、第18回かみかわ夏まつりが神崎小学校周辺で開催されました。議会からは、栗原廣哉副議長、藤原資広議員に当日朝からの会場準備に参加いただいております。夜空に1,000発の花火が打ち上げられ、観客約7,000人の歓声と拍手に大変感動いたしました。

8月3日、多可町制20周年記念式典が開催され、私が出席しております。

8月13日、中播北部行政事務組合議会臨時会が開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。

8月19日、かみかわハートフル商品券抽せん会が神河町商工会で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長に参加いただいております。

8月28日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開催され、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。

8月29日、神崎郡議長会議長・局長合同会議が市川町役場で開催され、私が出席しております。議長研修会、第69回町村議會議長全国大会、議員研究会等について協議をいたしました。

また、議会改革の取組として、2つの取組を行いました。1つ目の神河町議会のあり方ゼミナールについては、第2ステージ、全4回を終了しております。最終回を8月9日に町長との意見交換会を開催し、ゼミナール生に、町政の課題について、山名宗悟町長、前田義人副町長及び中野憲二教育長と意見交換を行っていただいております。

2つ目は、議会意見交換会の開催です。7月23日から8月7日にかけて町内7か所で開催し、延べ121名に参加いただきました。議会改革調査特別委員会で協議した議員定数や報酬について、参加いただいた住民の皆様と意見交換を行っております。たくさんの御意見をいただきました。ありがとうございました。

定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、7月14日に第85号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時25分とします。

午前10時05分休憩

---

午前10時25分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

議案の審議に入る前に申し添えておきます。

議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願ひいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

---

#### 日程第4 報告第8号

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、報告第8号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第8号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。

町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和7年5月30日に発生した公用車事故の対物事故分について、6月19日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。本報告につきましては、町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき提案するものでございます。

2ページ、専決処分書を御覧ください。交通事故の詳細は、上下水道課職員が運転する公用車が信号待ちで停車していたところ、右側車線から当該車線に入ろうとした車があつたため、進路を譲ろうと少しバックをしたところ、後方で停車していたバイクに衝突したものでございます。事故の責任割合は、いずれも10対ゼロで、損害賠償額2万5,684円はバイクの修理費でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑がある方。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

報告第8号は以上のとおりでございます。御了承願います。

---

#### 日程第5 報告第9号

○議長（澤田 俊一君） 日程第5、報告第9号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第9号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第2条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当ございません。実質公債費比率は12.1%、将来負担比率は38.8%で、いずれも早期健全化基準未満の比率であります。また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので該当ありません。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、報告第9号につきまして、詳細につきまして御説明を申し上げます。

まずは、4ページのほうをお開きください。まず、健全化判断比率でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれに赤字とはなっておりませんので、該当がございませんのでハイフンの表示とさせていただいてございます。

実質公債費比率につきましては、12.1%でございました。昨年度の比率が11.9%でございましたので、0.2ポイント上回ったということで、少し悪化をしたというようなところでございます。

それから、将来負担比率については、38.8%でございました。昨年度の比率ですが、51.7%でしたので、この比率につきましては、12.9ポイント下回ったということで、改善をしてございます。

これらは、右の欄を見ていただきまして、早期健全化基準未満ということになってございます。

続いて、2、資金不足比率につきまして御説明を申し上げます。それぞれにおいて、資金不足につきましては生じておりませんので、これもハイフンの表示ということでさせていただいております。

次に、8ページから12ページのほうに参考の書類を添付させていただいてございます。まず、8ページなんですが、8ページにつきましては、総括表になってございます。それから、次のページの9ページなんですが、実質赤字比率と連結実質赤字比率を表しております。10ページにつきましては実質公債費比率、そして、11ページにつきましては、将来負担比率の算定表となってございます。そして、最終ページですね、12ページには、それぞれの算出方法ということで、参考資料ということで作らせていただいております。

それでは、12ページの算出方法の資料を中心に御説明をさせていただきたいと思います。途中、少しページが行き来をしますが、御了承をいただきたいというふうに思います。

まず、実質赤字比率でございます。これは普通会計の実質赤字比率でございまして、算式については記載のとおりとなってございます。分母は標準財政規模、分子につきましては一般会計等の実質赤字額でございます。

分母の標準財政規模につきましては、すみません、10ページの総括表③を御覧いただきたいというふうに思います。中段の令和6年度の部分ですね、⑫標準税収入額等、それから⑬の普通交付税、⑭番の臨時財政対策債発行可能額、この3つの額を足したものの合計が標準財政規模でございます。額にしますと56億4,463万3,000円となります。次に、分子に当たります一般会計等の実質赤字額につきましては、すみません、これも9ページの総括表②を御覧いただきたいと思います。左の上段に一般会計という欄がございますが、一般会計から長谷地区振興基金特別会計までの実質収支額の小計でございます。いずれも黒字となっておりますので、結果的にはハイフンの表示ということでさせていただいております。

次に、連結実質赤字比率でございます。分母につきましては標準財政規模で、先ほどの実質赤字比率と同様でございます。分子につきまして、先ほど申し上げました一般会計等の小計に、その下、国民健康保険事業特別会計から右下の土地開発事業特別会計の実質収支額及び企業会計の剰余額を全て足した合計でございます。いずれも黒字となっておりますので、結果的にはハイフンの表示ということで、該当がないということでございます。

12ページのほうに戻っていただきたいと思います。実質公債費比率でございます。まず、分母は、標準財政規模から普通会計の元利償還金及び企業会計等の準元利償還金に係る基準財政需要額の算入額を差し引いた額で計算をいたします。分子につきまして

は、地方債の普通会計と企業債の元利償還金等の合計額から、特定財源と元利償還金等に係る基準財政需要額の算入額を差し引いた数字を用いて算出をすることとなってございます。

それでは、申し訳ありません、10ページの総括表の③を御覧いただきたいと思います。まず、分母でございます。標準財政規模から差し引く交付税算入額でございますが、上段の右端、⑨から⑪の令和6年度の合計額、これが12億3,132万6,000円となります。この数字が普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の元利償還金というところでございます。

続いて、差引き額が、⑧から⑪の合計額12億8,173万8,000円となります。それぞれの額を用いて算出されました令和6年度の単年度の実質公債費比率は、中段になりますが、右から2つ目の欄になります。11.25183%になります。これを3か年平均するということでございますので、令和4年度、令和5年度、令和6年度の3か年平均、これが令和6年度の決算におきます実質公債費比率ということになります。比率につきましては、12.1%という比率が算出をされます。

続きまして、将来負担比率でございます。すみません、11ページ、総括表④を御覧いただきたいと思います。分母につきましては、先ほど御説明を申し上げました実質公債費比率の分母と同様でございます。

分子の将来負担額でございますが、上段の合計177億4,480万3,000円、差し引かれる充当可能財源等は中段の3つの合計になりますが、160億3,214万9,000円、この算式によりまして、分子ですが、17億1,265万4,000円となります。分母につきましては、44億1,330万7,000円となります。これを計算しますと、令和6年度の将来負担比率が算出をされます。令和6年度の将来負担比率なんですが、38.8%という比率になってございます。

12ページのほうに戻っていただきたいと思います。最後になりますが、公営企業の経営の健全化を表しております資金不足比率につきましては、それぞれの資金不足はございませんのでハイフンの表示ということになります。これらにつきましては、企業会計の財政状況調査、それから普通会計の財政状況調査を基に、国が示されておりますシートにより算出をしているものでございます。なお、現在、県、国に、この指標につきまして報告をしているというような状況になってございます。

以上、簡単ですが、詳細説明につきまして終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。9ページに、総括表に連結実質赤字比率の表があります。その左側の上側に一般会計等ということで普通会計の部分が上がっ

てます。ケアステーションと振興基金とは全く性格違う会計なんんですけど、通常、地域振興の会計から一般会計を通してスルーさせるだけでどれだけ影響あるのか、もしこのスルーをしない場合、計算上どういう違いが出てくるのか、ちょっとそこら辺りを教えていただけませんか。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、9ページ、一般会計等の意味合いということです。これについては、一般会計等なんですが、普通会計というふうな御認識をいただいたらいかなと思います。この普通会計ですが、普通会計というのは、決算をしたときに各自治体の中である程度経費について統一をさせた中で、それぞれの自治体の分析を類似団体の比較という形で使っていくということが本旨ということになっています。通常この中に、当町におきましては2つの振興基金の会計、それから産廃の会計、それからケアステーションの会計、これらは、少しつの会計の中で取扱いがされてるところになるということですし、また、それぞれの自治体の条例の中で特別会計を設定するということ。

これらの中で特別会計があると、今、藤原議員さんがおっしゃられたように、純計というものが出てきます。一般会計と普通会計の中で、一般会計と特別の会計の中に二重の数字が計上が出てくるので、これを整理をするのが純計ということでございます。ですので、これらの今御質問いただいた部分については、大きく普通会計という形で整理をしますので、何らそれぞれの中で問題が生じるということはございませんので、そのように御理解をいただけたら幸いかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、あえてスルーさせなくとも影響はないということですね。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。おっしゃられるとおり、会計間の中で決算として、また、この健全化の中で見ていくのは普通会計というくくりでございますので、その中で特別会計が中に区分としてあるということなので、そこに純計が伴ってくるということですが、これは別に、普通会計という形で、一般会計の中に特別会計ではなくて一般会計というふうなくくりで整理をしても何ら問題はないし、数字としては意味合いは変わらないということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑がある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 1点お伺いします。今回は実質公債費比率が0.2増えて、将来負担比率は下がっております。健全な感じでいいと思うんですが、今から二、三年

後に、どうしても広域的事業の関係で消防署、あと、いろんなごみ処理場等が増えていきます。あと3年度ぐらいになると、この額はどれぐらいに上がるもんか、大体の予測で結構なんんですけど、ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。今回それぞれの、大事な比率というのが実質公債費比率、将来負担比率でございます。これらについて大きく、昨年と比べましてもそんなに悪化をしたということではございません。むしろ将来負担比率については改善傾向にあるということです。これ、何でこのようになったかというのが、理由のほうは申し上げませんでしたが、大きく3つございます。

両比率に共通しているのが分母になってます標準財政規模です。これが交付税で再算定等があったので、この標準財政規模が、昨年度は54億でしたが、56億ということで上がってます。なので、それぞれの比率の中で分母が増えた部分が比率の上昇を吸収したということが共通した1点でございます。

2点目で実質公債費比率なんですが、3か年平均ということになってまして、これが前年度で外れてくる令和3年が10%ぐらいでした。これが外れていって、今度、単年で11%というふうに申し上げましたので、その部分で少し実質公債費比率については上がっているということでございます。

それから、将来負担比率につきましては、昨年、栗賀小学校の跡地整備を8億円近くの過疎債を活用したということです。しかしながら、この元利の償還が今年度も上がりませんので、これを逆に債務負担行為という形で複数年で上げてました。なので、この数字が8億近くということで昨年は上がってて51%まで上がったということです。これが今年度は債務負担が終わりましたので外れてきますので、これが大きく下がったという要因でございます。

両比率とも、じゃあ、財政が改善をしている状況にあるのかといいますと、そうではなくて、むしろ徐々に、少し比率は上昇をしている傾向にあるということです。何かといいますと、この普通交付税が伸びた要因は再算定ということで、景気動向も含めまして単年だけのものでございましたので、今年度以降、またそういったものがあるのかないのかで大きく比率のほうには影響するということです。ここの部分については、そういったところが一つポイントということで注視をしていくということが大事というふうに思ってます。

それから、今後、栗原議員さんの御指摘のとおり、大きな償還、大きな事業をやっていますので、先ほどの栗賀小学校の元利の償還が出てきます。また今後、少し消防署関係、それから大きなのがごみ処理場の建設の負担金、こちらは少し、最終のところでは令和10年に供用開始となってますので、令和10年以降にこれらの償還が発生していくということです。ですので、少し、令和10年ぐらいまではそんなに大きく上がらな

いんですが、10年以降、この元利が出てくると非常に比率は上がっていくというふうに思ってございます。

ですので、比率的にはどれぐらいになるかという話なんですが、一つの目安が18%を超えない、ここは少しコントロールしないといけないというふうに捉えてますので、徐々にそういったところで15%、16%、実質公債費比率を申し上げてますが、そういうふうなところの予測、財政のシミュレーション的にはなっていくかなというふうに思ってます。

しかしながら、これらの比率、コントロールをするということが非常に難しい場合もありますが、これが非常に大事なポイントになります。上がっていくのが見えているので、どういった形で比率の抑制を図っていくかということは、これは町の施策を進めていくところに大きく影響しますので、その辺の部分を含めた中で、財政として比率の上昇を抑制するようなことも、少しそういったところも十分に議論をさせていただいた中で進めていきたいなというふうに思ってございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

報告第9号は以上のとおりでございます。御了承願います。

---

#### 日程第6 第69号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第6、第69号議案、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第69号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、1つ目として、システム標準化に伴い、一元的に住登外者の登録・管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられたことに伴い、この機能を扱う事務について個人番号の独自利用事務として定めるものでございます。

2つ目として、住宅の設置及び管理事務及び経済的理由によって就学困難な者に対しての就学援助事務の特定個人情報の独自利用ができるようにするため、一部改正を行うものでございます。

改正内容は、新たに第5条で特定個人情報の提供を規定するとともに、上述の3つの事務を番号利用法第9条第2項による町独自利用事務として別表に追加するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、7ページ、新旧対照表を御覧ください。

まず、新たに第5条を設け、任命権者間で特定個人情報の提供ができるようにするものでございます。第1項では、例えば第1欄に掲げる機関として、教育委員会が第3欄に掲げる町長に対して、町長部局が管理している特定個人情報、マイナンバーを含む個人情報について、教育委員会部局に提供することができるようになりますし、第2項で、その情報連携で提供された特定個人情報により、所得等の書面での提出があったものとしてみなすことができるものと定義をしております。

続きまして、独自利用する事務につきましては、別表で定めることとなっておりまして、8ページに別表第1で、事務名としてシステム標準化に伴います住登外者宛名番号管理機能を機関ごとに、6に町長、8に教育委員会を加えるものでございます。

また、5に掲げます町営住宅の入居者決定や家賃の算出について、7の就学援助対象者の認定には、添付書類として所得証明等の提出を求めておりました。申請窓口の手続の簡素化に向けて各課で検討していただいている中で、住民の方にとりましては、添付書類を取得し提出する負担のほか、手数料の負担軽減に結びつくことに加えて、担当窓口におきましても、添付書類の取得に係る説明や提出書類の催促等の負担軽減がされることから、2つの事務におきまして独自利用を活用することで、書面の提出があつたものとしてみなしていくことといたしました。

別表第2では、これまで独自利用してきた事務にこのたびの住登外者宛名情報を追加するとともに、10ページに町営住宅の入居者等に関する事務を追加するものでございます。

11ページ、別表第3では、教育委員会部局が行います就学援助対象者の認定事務につきまして、このたび新設しました第5条の規定に基づきまして、町長部局から管理しております特定個人情報を教育委員会部局に提供できるように追加することで、教育委員会の窓口申請につきまして、事務の効率化を図っていくものでございます。

この内容を取りまとめたものを1ページから条例改正として提案をしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第69号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第69号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第7 第70号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第7、第70号議案、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、同日付で施行されたためでございます。

改正の内容は、公職選挙法の規定に準じて条例で定めるところにより、選挙に係るビラ等の作成の上限額を定め、その範囲内で無料とするとことができるとされており、このたび、国基準に合わせて、1枚当たりのビラ、ポスターに係る選挙公営限度額を引き上げるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。最近の物価変動等を考慮しまして、選挙の円滑な執行を図るため、公職選挙法施行令の一部改正が行われました。このたびの改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、15ページを

御覧ください。

まず、第8条で、選挙運動用のビラ1枚当たりの製作費について、限度額7円73銭を8円38銭に引き上げるものでございます。この改正に伴い、限度額は8円38銭を作成枚数を乗じて得た額で、議會議員の選挙の作成ビラは1,600枚、町長の選挙は5,000枚が上限となっておりますので、その金額を掛けたものでございます。

続きまして、11条で、選挙運動用ポスターの1枚当たりの製作費について、限度額541円31銭を586円88銭に引き上げるものでございます。この改正に伴いまして、586円88銭掛けるポスター掲示場数90か所足す31万6,250円をポスター掲示場で除して得た額4,100円程度になりますが、これに作成枚数を乗じて得た額が上限額となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第70号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第70号議案は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第8 第71号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第8、第71号議案、神河町森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第71号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本条例は、森林法第21条による火入れ許可が、昭和58年公布の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律により市町村の自治事務となつたため旧両町で制定されたもので、合併を経た現在まで内容は変わっておりません。しかし、今般、条文中の気象用語が制定後に変更されているなどのそごが判明したため、改正を行うものでござ

います。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第71号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第71号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第9 第72号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第9、第72号議案、神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第72号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、神崎公民館閉館に伴い、工作室で創作活動をされていた陶芸クラブ等の活動場所を確保するため、中央公民館裏庭付近に新たに工作棟を設置する工事を進めています。さらに、神崎公民館にある陶芸用電気窯を移設することに伴い、工作棟及び陶芸用電気窯の使用について定める必要があることから、本条例の別表第1の一部を改正するものでございます。

内容は、別表第1の料金表に工作棟と陶芸用電気窯の使用料を加える改正を行い、工作棟は1時間当たり400円、陶芸用電気窯の使用料は1時間当たり200円の使用料とするものでございます。なお、陶芸クラブは神河町主催の神河シニアカレッジの趣味講座であることから、使用料についてはこれまでどおり無料となります。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第72号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第72号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第10 第73号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第10、第73号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第73号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、災害その他非常の場合において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置に関する工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

内容は、本条例の第6条第1項に、「ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」を加えております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第73号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第73号議案は、原案のとおり

可決しました。

---

### 日程第11 第74号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第11、第74号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第74号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）で、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

歳入歳出予算の補正の主な要因は、まず歳入では、普通交付税、前年度繰越金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、住宅用太陽光発電設備導入支援事業補助金、企業版ふるさと納税基金繰入金の増額、財政調整基金繰入金の減額などでございます。

次に、歳出では、財政調整基金積立金、公共施設維持管理基金積立金、創業促進事業補助金、集落集会施設整備事業補助金、定額減税補足給付金に係る調整給付事業不足額給付金、自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金、農業担い手経営支援事業補助金、中学校空調機器オーバーホールの増額などでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,865万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億3,445万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第74号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

歳入歳出予算についての御説明になります。10ページ、事項別明細書をお願いをいたします。

まず歳入でございます。11款地方交付税ですが、普通交付税によるものでございまして、5,188万9,000円の増額でございます。補正後の普通交付税額は32億5,188万9,000円でございます。

算定額につきまして少し申し上げさせていただきます。基準財政需要額でございますが50億9,043万3,000円、基準財政収入額ですが18億3,586万9,000円、調整額が267万5,000円でございます。補正後の特別交付税額を合わせました地方

交付税額の総額予算額でございますが、37億5,188万9,000円となります。

続いて、15款国庫支出金、16款県支出金の過年度分障害者自立支援給付費等負担金でございます。まず、国のはうが247万8,000円、県のはうが123万9,000円の増額でございます。令和6年度の給付費の実績に伴う追加の交付になります。

続いて、過年度分児童手当交付金でございます。国は37万3,000円、県につきましては5万3,000円の増額でございます。令和6年度分の交付実績に伴い、追加の交付を受けるものでございます。

次に、過年度分子育てのための施設等利用給付交付金でございます。国については10万5,000円、県については5万2,000円の増額計上でございます。令和6年度の預かり保育料、認可外施設の利用料、そして一時預かり利用料の実績に伴い、追加の交付がされるものでございます。

続きまして、2項国庫補助金でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。724万2,000円の増額の計上になります。推奨事業メニュー分として追加の交付がなされたところでございます。限度額につきましては、補正予算額と同額の724万2,000円でございます。

歳出における充当事業なんですが、今般の補正の新規事業として計上させていただいております農業関係になりますが、農業担い手経営支援事業ということで新規の事業に充当するということで考えてございます。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）でございます。451万8,000円の増額でございます。歳出における不足額給付金の増額補正に対応をするものでございます。

次に、子ども・子育て支援事業補助金でございます。108万6,000円の増額でございます。母子保健医療対策総合支援事業補助金35万4,000円の増額でございます。これは、令和7年度データ標準レイアウト対応に係るシステム改修に伴う補助金でございます。事業費は歳出において、当初予算で総合行政用コンピューター運営事業ということで既定で措置しているところでございます。

続いて、3項の国庫委託金でございます。中長期在留者住居地届出等事務委託費32万3,000円の増額になります。これは、在留カードとマイナンバーカードの一体化を図るための端末の購入経費に対して交付がされるものでございます。

続いて、次のページになりますが、11ページのほうをお願いをいたします。2項の県支出金です。電源立地地域対策交付金事業補助金でございます。110万3,000円の増額計上でございます。交付決定により増額をするものなんですが、この要因ですが、算定における電力量の増加によるものでございます。なお、この補助金につきましては、財源の取扱いとして、臨時一般財源として取り扱うものということで決まってございます。

続いて、医療助成費補助金でございます。82万9,000円の増額で、実績により追

加の交付を受けるものでございます。

続いて、住宅用太陽光発電設備導入支援事業補助金でございます。新規に計上をさせていただいております。補正額につきましては、295万5,000円でございます。この事業なんですが、兵庫県のほうでは、環境省のモデル事業として市町と連携し、脱炭素化を目指す太陽光発電部会が立ち上げられてございます。この一環の中で、今般の住宅用太陽光発電設備導入支援事業が実施をされることになったところです。

この事業なんですが、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用をいたしまして、住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の設備の費用の一部を補助がされるというものでございます。県下の参加市町の状況ですが20の自治体、事業の期間ですが令和7年度から令和11年度までの5年間の計画でございます。県全体で年間300件を設定されておりまして、また、補助率については10分の10となってございます。この事業の詳細につきましては、歳出にて御説明をさせていただきたいというふうに思います。

最後、農業費県補助金でございますが、64万1,000円の増額です。鳥獣被害防止総合対策事業補助金101万5,000円の減額、ツキノワグマ管理総合対策事業補助金など165万6,000円の増額計上になります。

続いて、3項の県委託金です。統計調査費委託金は158万1,000円の増額でございます。補助金の内示によりまして国勢調査委託金などの計上をいたしてございます。

続いて、17款財産収入は、利率等の見直しで財政調整基金の利子179万円の増額計上でございます。

続いて、18款寄附金、2目の指定寄附金でございます。150万円の増額計上でございます。はりま市川ライオンズクラブから御寄附をいただいたところでございます。主に社会教育施設の運営事業に活用をさせていただきたいというふうに思ってございます。

次のページをお願いをいたします。19款繰入金、1項他会計繰入金です。長谷地区振興基金特別会計繰入金1,000万円の増額です。長谷漁協の事業補助金でございます。

2項の基金繰入金です。財政調整基金繰入金につきましては5,017万6,000円の減額で、今回の補正の財源調整のため減額計上をしております。

まちづくり基金繰入金ですが、300万円の減額で、これについては、充当しております地方公共団体情報化システム標準化事業が減額ということで歳出で減額が出てきますが、これに伴い減額をして計上をしているものでございます。

続いて、企業版ふるさと納税基金繰入金は2,500万円の増額でございます。中学校の空調設備の整備に充当をするものでございます。

3項財産区繰入金です。寺前財産区繰入金148万2,000円の減額で、寺前財産区議員選挙の事業費の確定によるものでございます。

続きまして、20款繰越金でございます。前年度繰越金でございまして1億2,926万9,000円の増額計上で、令和6年度の決算が確定したことによりまして計上してい

るものでございます。少し確定額を申し上げます。1億7,926万9,000円でございます。

次に、21款諸収入、5項雑入でございます。まず、町有建物災害共済金受入金でございますが630万円の増額計上です。7月の1日に落雷が発生をいたしまして、ヨーデルの森の設備関係が罹災をしたところでございます。これに係る共済金ということでございます。

続いて、農地中間管理事業推進委託金は60万9,000円の増額計上でございます。

障害者自立支援給付費返還金でございますが205万円の計上です。不正請求によりまして行政処分を受けました生活介護支援事業所「のどか」からの補助金の返還金でございます。

これで歳入のほうの説明を終わらせていただきます。

続きまして、13ページからは歳出になります。13ページをお願いをいたします。

まず、歳出につきまして、人件費につきまして、会計年度の任用職員の報酬、職員手当、共済費、また費用弁償の補正をしております。なお、各科目での個々の説明につきましては、大変恐縮でございますが、割愛をさせていただきたいというふうに思います。

少し、19ページのほうの給与費の明細書のほうを御覧いただきたいというふうに思います。1、一般職、(1)の総括でございます。会計年度任用職員の比較の欄で、報酬40万2,000円の増額、職員手当44万4,000円の減額、共済費1万5,000円の減額でございます。合計いたしますと、5万7,000円の減額補正ということでございます。また、費用弁償につきましては1万6,000円の減額計上をしております。

大変申し訳ありません。再度、13ページのほうを御覧いただきたいと思います。2款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。システム改修委託料として279万6,000円の増額計上をしております。これにつきましては、介護保険、後期高齢システムの標準化に伴う追加カスタマイズによる増額計上ということでございます。

次に、システム保守委託料530万4,000円の減額ですが、まず、システム標準化に伴うガバメントの移行日が11月から1月にずれ込む見込みということになってしましました。これに伴いまして、1,536万4,000円を減額させていただいております。これに関連し、基幹系のシステムの保守委託料の期間が逆に延びることになりますので、これに係る経費が1,006万円の増額という計上になります。

その下のほうに、コンピューターの使用料6万4,000円ですが、これはガバメント移行日の変更に伴うものでございます。

4目財産管理費、積立金ですが1億1,197万1,000円の増額計上です。

財政調整基金積立金9,179万円の増額で、前年度繰越金の処分が9,000万円、利子の積立てが179万円でございます。積立金の内訳でございます。補正後の現在高の見込みなんですが、16億1,769万8,000円でございます。

続いて、神河ふるさとづくり応援基金積立金ですが218万1,000円の増額で、令和6年度の寄附金の積立未了分を積み立てるものでございます。

公共施設維持管理基金積立金でございます。1,800万円の増額で、これについては、前年度の繰越金の1割相当額を今後の公共施設の維持・修繕に備え積み立てるというルールにしておりますので、その金額を積み立てるものです。補正後の現在高の見込みにつきましては、3億7,607万3,000円でございます。

5目交通対策費です。特急はまかぜ利用促進イベント委託料として104万6,000円の増額です。特急はまかぜの利用促進を図るため、来年の1月31日土曜日に日帰りのカニツアーチケットを計画をいたしました。対象者を120人見込んでございます。また、当初80人分のツアーパートicipantを想定していたんですが、特急はまかぜの利用促進補助金この該当金額になりますが、60万8,000円を減額計上しております。

次に、6目の企画費です。創業促進事業補助金400万円の増額で、通常枠2名分の増額計上ということになります。

続いて、13ページから14ページの8目諸費でございます。まず、集落集会施設整備事業補助金200万円の増額でございます。これにつきましては、重行区の集会所の改修整備に対するものでございます。

続いて、償還金利子及び割引料559万2,000円でございます。障害者医療費、子どものための教育・保育給付費、介護保険低所得者保険料軽減負担金などの返還金の計上をさせていただいております。

3項の戸籍住民基本台帳費ですが60万9,000円の増額です。歳入のほうでも御説明をいたしました中長期在留者住居地届出事務に係るものでございます。在留カードとマイナンバーカードの一体化を図る住居地等の記録端末、これを2台購入する経費を計上をさせていただいております。

続いて、4項選挙費、3目町長選挙費でございます。公職選挙法施行令の一部改正による選挙公営単価の増加により7万8,000円を計上をさせていただいております。

次のページをお願いをいたします。4目の寺前財産区議員選挙費は、事業費の確定によりまして148万2,000円の減額計上でございます。

続いて、15ページから16ページになります5項統計調査費でございます。補助金の内示によりまして、国勢調査費など158万1,000円の増額計上をさせていただいております。

続いて、3款民生費、1目社会福祉総務費でございます。不足額給付金の補正になります。6月の補正では、国が示しております算出式を用いまして積算をいたしました。今般、概算額が確定をしまして、給付の対象者数は90人減りまして702人、また、1人当たりの給付金は増加したため、事務費も含めまして451万8,000円を増額計上させていただいてございます。

4款の衛生費、1目環境衛生費でございます。自家消費型住宅用太陽光発電設備等導

入補助金 292万5,000円の計上でございます。これについても歳入でも御説明を申し上げましたが、兵庫県と連携して脱炭素化に取り組むもので、太陽光発電設備の導入補助が1キロワット当たり7万円、上限が5キロワットということになります。蓄電池の導入補助なんですが、1キロワット当たり14万1,000円の3分の1補助ということです。上限がありまして、これも5キロワットということになっています。ともに5件分を予算化をさせていただいているところでございます。

続いて、5款の農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。まず、食糧費のところに、節、食糧費で210万円の増額がありますが、これは食べ盛り応援神河米事業でございます。米価の上昇により事業費の増額計上をさせていただいてございます。

次に、鳥獣被害防止対策協議会補助金ですが60万9,000円の減額計上です。鳥獣被害防止総合対策事業補助金の、これについては、少し残念なんですが、減額採択になったということでございます。

次に、農林業後継者育成支援事業補助金37万8,000円の増額です。猪篠ファームが実施予定をしております農業用のドローン講習会への助成、また、わなの免許の取得予定者が4名ほど増加をした、それから、農業用の大型特殊免許取得予定者が2名ほど増えたということで、増額の計上をさせていただいております。

続いて、ツキノワグマ管理総合対策事業補助金19万3,000円の計上でございます。これについては県の新規事業補助金になります。ツキノワグマ管理総合対策事業補助金、これを活用しまして、ツキノワグマに対応する必要な資機材を支援をさせていただくものでございます。

次のページをお願いをいたします。地域集積協力金117万5,000円の増額でございます。比延地内の耕作者が変更ということでございます。株式会社ヤマウチ様から株式会社環境微生物研究所様に替わったということで、集積補助金が確定をしたということでございます。

続いて、農業法人活性化支援機械整備事業補助金でございます。補助金の内示によりまして34万6,000円の増額計上でございます。

次に、農業担い手経営支援事業補助金でございます。これは新規事業になります。1,000万円の増額計上をさせていただいております。国により示されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金推奨メニュー分724万2,000円を活用しまして、資材等の高騰の影響を受けております農業者を支援させていただきたいというものでございます。なお、21ページに新規事業の説明一覧を掲載をしておりますので、御参照をいただきたいというふうに思います。

続いて、2項林業費、3目林業振興費でございます。森林環境譲与税基金積立金61万6,000円の増額です。令和6年度の積立未了分を積み立てるものでございます。

続いて、3項水産業費、1目水産業振興費です。長谷漁協のほうで養殖場の整備をさ

れるということで、この補助金が1,000万円の増額計上でございます。

続きまして、6款の商工費でございます。2目観光振興費でございます。17ページから18ページをお願いをいたします。まず、節で普通旅費8,000円、それから消耗品1万3,000円、燃料費1万3,000円、観光PR業務コンサルティング委託料110万円、使用料及び賃借料18万9,000円、研究会等参加負担金3万円の増額でございますが、これは、追加の地域おこし協力隊の採用に伴い、経費を計上をさせていただいたところでございます。

次に、修繕料621万1,000円の増額計上です。7月の1日に発生しました落雷によりまして、ヨーデルの森の設備関係が罹災をしました。緊急の修繕が必要となってくるわけなんですが、これらの対応に大幅に予算の不足が生じたということでございます。

次に、し尿くみ取り手数料8万3,000円、仮設トイレ清掃委託料11万4,000円、工事請負費70万円の増額計上なんですが、これについては峰山高原スキー場臨時駐車場の移転に係る経費を追加の計上をさせていただいてございます。

続いて、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。108万4,000円の増額でございますが、少子化を見据えた今後の学校の在り方について、方針を樹立するため学校教育審議会を設置するための経費を計上をさせていただきました。

次に、3項中学校費、1目中学校管理費でございます。2,530万円の増額計上で、空調機器のオーバーホールに係る経費でございます。なお、対応する財源につきましては、歳入でも申し上げましたが、企業版のふるさと納税基金の繰入金でございます。少し大きな補正額となってございますが、これにつきましては教育課の施設の修繕計画に基づきまして行うものなんですが、計画では令和8年度を計画をしてございました。しかしながら、当初予算編成での議論では教育環境の整備についてはできるだけ速やかにということで、非常に大事な事柄であるということで、財源の確保ができれば前倒しの予算化を議会のほうにお願いしていこうということで、そういった議論もしたところでございます。今般、財源としまして企業版のふるさと納税を活用させていただくこととしまして、今回の補正の計上に至っているということでございます。

続いて、5項社会教育費、2目公民館費100万円の増額でございます。はりま市川ライオンズクラブからの御寄附を活用させていただきまして、公民館の備品購入整備を図るもので

3目の社会教育施設運営費ですが、図書購入費で、これもはりま市川ライオンズクラブからの御寄附50万円の充当により財源の振替をさせていただいてございます。

最後、10款公債費、1項公債費、1目元金でございますが236万6,000円の減額、2目利子1,074万2,000円の増額で、これにつきましては利率の見直し及び借入額が確定により計上をするものでございます。

以上が説明になるんですが、なお、最終ページに峰山高原スキー場臨時駐車場利用状況ということで資料をつけさせていただいております。このページにつきましては、ひ

と・まち・みらい課の高橋特命参事から御説明をいたしますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

以上で、私のほうの詳細説明についてはこれで終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（澤田 俊一君） 続いて、詳細説明を求めます。

高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。それでは、説明のほうさせていただきます。

22ページでございます。さきの常任委員会におきまして峰山高原スキー場臨時駐車場の利用状況の状況につきまして資料のほうを提出させていただきますということを申しましたので、提出させていただいております。

それでは御覧いただきて、左端に臨時駐車場乗降人数とございます。これにつきましては平日、土曜日、日曜日、全ての人数となっております。そして、行き、また帰りということで、平成29年度から直近の令和6年度まで掲載させていただきまして、その一番右端には平均を載せさせていただいております。中段、運行日数につきましては、運行日数をそれぞれの年度で載せさせていただいております。運行日数の下になります、シーズン中1日の利用者数の最多人数を掲載をさせていただいております。上段の行き帰りの多いほうの人数とありますのは、行きと帰りで人数が違っております。施設、スキー場のほうまで迎えに来られたのか、乗り合わせて帰られたのかといったことがそれは分かりませんが、こちらとしましては最大の人数ということで考えております。そして、その1日利用者最多人数で、結局は土日の利用者数が最多ということで、土日の人数になるんですが、それを1日当たりの駐車台数、3人に1台想定を基本としまして、多い方の人数を基本に3で除したものを車の駐車場の利用台数として掲載のほうさせていただいております。平成29年では、2,630人の人数に対しまして、3人に1台想定でしましたところ113台と、そして、直近の令和6年でいけば168人ということで、3で除した場合は56台ということでございました。駐車場で、これはファミリーを想定した形で、1台につき3人想定、1台につき4人想定で計算しておりますけれども、1人利用もありますので、最低ラインということで、これ以上の利用があると、最低でもこの利用台数というふうに考えてございます。それと、令和4年の米印1が並んでおりますが、これにつきましては令和4年度のシーズン中のデータ、元データがございませんので、1日の最多利用の人数のところが把握できませんでしたので、横線ということでさせていただいております。

以上が峰山高原スキー場臨時駐車場利用状況につきましての資料の説明を終わらせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番の小島です。少しお尋ねします。17ページになりますけども、商工費で需用費の修繕料ですね。今説明のとおり、7月のヨーデルの森に落雷があったということですけど、具体的に何を修繕されるのか、教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。ヨーデルの森の何を、落雷による分で何を修繕するのかという御質問でございますが、ヨーデルの森では落雷によりまして井水のポンプの制御盤が壊れておりますのが1点、そして、同じく落雷で放送設備が壊れておりますのが2点目、3つ目としまして、ホルンの空調設備の修繕が必要となっております。空調が落雷によりまして故障しております。それら井水の分が80万円の予定でございます。放送設備が50万円の予定、そしてホルンの空調設備が500万円ということでございます。以上、その3つをヨーデルの森の分の落雷の分としては修繕予定ということで今考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。関連になるんですけど、それはもう次、落雷が起きても大丈夫なように対策はされているのか。避雷針を近くにつけているのか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。今年度、以前、落雷によりまして多大な被害を受けました。そして今回、落雷ということでございますが、まずは修繕をさせていただいた上で、今現在、避雷針などは設置しておりませんが、今後に向けて重要な施設、設備ということで、以前は事務所を中心にアース的なものを構築させていただきました。そういうものをやっぱりこの際、順次考えていかなくてはならないなというふうに現在検討しているところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。国勢調査のこと聞きます。このたび、補正で158万9,000円、内示で増えましたよと。それに従いまして、16ページの国勢調査費が同じく158万9,000円上がりましたよ。上がった主な内容は、調査員報酬が76万6,000円上がりましたよ。いや、何もこれでええんですけども、当初450万ぐらいで予算組んだったんが、国がもっと予算をつけるよと言ったから、じゃあ、

国勢調査の調査員を増やして、よりスムーズに早く終わらすことができるということでは調査員なんかを増やすと、こういう考えでいいですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。このたびの改正につきましては、人を増やすというわけではなくて、今般の物価等も含めまして、報酬単価が実は上がっているというふうなところでありまして、調査員の報酬につきましては、1調査区が、5年前ですね、3万8,600円でしたけども、このたび1万3,870円引き上げられまして、5万2,470円になるなど、そういう部分で国の基準が改正されたというふうなところに伴いまして、このたび予算額を増額するということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。すみません、ちなみに、ごめんなさい、調査員、何人予定されとんでしたかいね。申し訳ない。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。すみません、ちょっとその資料を私、今持ち合わせておりませんので、また委員会のほうで報告させていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。そしたら、歳入10ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金724万2,000円の充当先についてお尋ねします。この重点支援交付金につきましては、私、3月の予算特別委員会の総括質疑において、神河町は特定の団体ばかりに充当している、そうではなくて、広く町民全員に行き渡るように充当していただきたいというふうな趣旨の質問をさせていただきました。それに対して、黒田財政特命参事からは前向きに考えていただけるといったふうな答弁を返していただいたことも記憶しております。それを踏まえて質問をさせていただくんですけども、今回、また同様の重点支援交付金が今回も農業関係のみに充当されることになりました。恐らく金額が720万円と非常に少ない金額ですので、これを例えば町内全世帯4,000世帯に配ろうとしたら、1世帯当たり2,000円ぐらいがマックスになるから、こんな少額では駄目なのかなっていう考え方で違うところに充当されたのかなとも思うんですけども、今、本当に物価高騰っていうのは町民皆さんとても困っていらっしゃいまして、たとえ2,000円でも、私は全戸に行き渡るようにするべきではないかとは思います。当然、農業関係の方も物価高騰で資材費とか農薬とか、そういうものの高騰も十分理解はできるんですけども、今回、水稻が対象ということで、水稻に関していいますと、去年に比べると概算払いのお金っていうのはほぼほぼ倍近く上がってくるんで

はないかなと思うんです。ですので、その物価高騰の、どういうんですかね、その高騰分というのは水稻を売却する利益によって十分ペイができると私は思います。そういう中で、なぜまた今回も農業関係だけに充当して、広く町民に行き渡るようになっていただけなかったのかなというところが少し疑問になりますので、内部調整会議等々で一体どういう話になって今回はここの充当先に決まったのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、私のほうからは今回のこの事業をやるというところの部分の経緯、その部分でお話をさせていただきます。それから、また農業関係も少し、水稻の関係については農林課長のほうから答えていただいたらなというふうに思います。

おっしゃられたとおり、昨年の3月、予算特別委員会でこの交付金の在り方、その部分の活用ということで御議論をさせていただきました。私がお答えしたのは小寺議員さんからの御質問でしたけども、全く基本的にはそういう考え方であるということです。そういう考え方というのは、できるだけ物価高騰の影響を受けている方々に可能な限り広く行き渡るようにということが、これが町の考え方の基本のベースです。

そういう中で、今回、追加の交付ということになりました。もともと当初でも予算化をさせていただいてますが、これについては国のはうでは6年度の国の予算ということになります。今回の700万ちょっとの部分については7年度の国の予算の予備費の中から算定をされてるということです。この中で、おっしゃるとおり少額の交付でしたのでその効果というところ、もちろんベースの土台は広く行き渡るようにということで、本当に困っておられる方のところにお届けができるようにというのは、これはそういうふうに思っているには間違いないところですが、その中で、少額だったというところ、それと当初予算と合体をしながら少し拡大をしてということも考えましたが、先ほども申し上げましたように、国の予算年度が違ってるということで流用できないということです。これは少し事務的な中のルールの話でありますので、私どもがこの中で何をやっていくかという議論をしたときに、こういった決め事で推奨事業というところである程度絞られていますので、その中で何をやるか、何ができるかというところです。考え方はできるだけ広くというところを踏まえた中で、今回は農業のところでいってます。

この農業のところにさせていただいたところについては、少し広聴活動といいますか、町長懇談会のほうに行かせていただいた中で非常にそういうお声が多かったというところもあります。実際そういうところで非常に農業関係、そういったところの環境が非常に厳しいということです。これは人口減少の部分も含めてでしょうけども、そういった中で、私どもが最終的にこの規模感のところも含めた中で農業の部分に少し今回については特化させてやらせていただきたいということで、そういった経緯で議論をしたところでございます。しかしながら、おっしゃられるように気持ちといいますか、基本のと

ころについては、広く、できるだけ財源が許す限りにそういうことも考えていくというのが基本の町の考え方でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。経緯につきましては先ほど黒田財政参事からお話をあったとおりでございます。その中で、農業関係の支援にこの交付金を使うという中で、これも3月に御指摘を受けました、特定の担い手等だけに限定をして支援をしてるんじゃないかというような御指摘だったかと思います。それを踏まえまして、今般のこの交付金につきましては、水稻を作付している、水稻についてもモチなんかも含めて全ての水稻を作付をしておられる全ての生産者にこの交付金を支給ができるようにというところで考えてございます。ですので、前回御指摘がありましたのは環境保全対策の受益者といいますかがごく僅かではないかというようなことでしたけれども、今回のこの事業における対象者といいますのは、町内全部で389戸が対象になっております。特定の認定農業者等の担い手だけに支援をするのではなくて、全ての水稻作付の農家に対して支援をしてまいりたいというふうに思っております。

財政等の話の中でこういうことになったわけですけども、こうなりましたのには、昨年度地域計画等を策定する中で、それぞれの集落でいろんな御意見をお聞かせいただきました。担い手だけに補助が集中してるんじゃないかと、小さい田んぼを一人で守っている農家も何とかしてほしいというような御意見も頂戴をしたところでございます。それらを踏まえまして今回こういう立場にさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 日程の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどとします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に続いて、第74号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

午前中に吉岡議員から質問がありました国勢調査の調査員の人数についての回答を平岡総務課長からお願ひいたします。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。予算の積算時の根拠資料を持ち合わせておらず、大変申し訳ありませんでした。調査員につきましては46人というところで、人口減少がありますんで、前回の5年前からいたしますと1名減というふうになっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。2点お伺いをいたします。

最初に、長谷振興基金から一般会計へ繰り入れして漁協のほうに補助金で出されるんですけど、報告9号やったっけ、財政の健全化のときに聞いたんですけども、多分これ、決算統計上も何も影響ないと思うんですけど、なぜ振興基金から一般会計を通してスルーする形を取られてるのか、どういうて捉えてるかをまず一つ教えてください。

それから2点目です。かにカニツアーの件です。120人いうたら多分1両分かな、ちょっと分かんないけど。そんなふうになると思うんです。最低人数が何ぼまでできるのか。もし下回った場合に当然、旅行会社にも迷惑料とか何かは払わないけどと思うんですけど、それ、どうなってるのかいうことと、120人超した場合どうするのかも踏まえて、ちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○議長（澤田 俊一君） それでは、1点目の長谷漁協の一般会計の繰入れの件につきまして、どなたが答えられますか。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。振興基金ですね、長谷振興基金及び寺前振興基金。これらについては大きくくくるとまず決算統計の関係ということですが、これは普通会計に属するものということで、決算統計は普通会計ベースで行いますので、中で行き来をしますから純計処理をして整理をするということで、何ら事務的なところで特別会計をつくってることで支障が出るということはございません。

こういった純計がなぜ生じているかということですが、もともと振興基金につきましては、議員も御存じだと思いますけども、大河内揚水発電所の関係等々の中でできてきた基金ということです。基金及び特別会計だということで、条例整備等、そこで議決もいただいた中で運営をしてということです。基本的に集落に対する地区の集落、そういうものに助成をしていきますが、その辺については特別会計の中で完結するということです。今回のように一般会計の繰入れ、繰り出しが伴ってくるものについては、長谷の漁協に対する補助金ということで、これまでもそういった運用ということになっています。この漁協の部分については集落の助成というところと少し特異な面があるということで、内水面漁業の行政の一般会計の中に入るのということで、まずは振興基金の、財源としては振興基金を活用していくということで一般会計のほうに繰り出しをすると、そして、一般会計の内水面漁業の振興というところで補助をしていくということで行政施策の一般会計に属する行政施策ということでそういうのをさせていただいてます。

必ずこういう部分をやるのかということですが、振興基金のみで完結するようにということでも構わないと思うのですが、そうすると、今までの中で条例、基金条例、それから特別会計の設置条例、そういうもののなかを整理をしていくところになります

す。なので、私の中の認識では、一般会計に繰り出して、こういった、決算統計としては普通会計で処理をしますけども、こういう一般会計の中で出していくというふうなことで、これで問題ないのかなというふうな認識でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 次に、特急はまかぜ利用促進に係る日帰りカニツアーハーの件につきまして、石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課長の石橋でございます。13ページの特急はまかぜ利用促進イベント委託料というふうなところの御質問というふうに思います。この部分につきましては、1月31日の土曜日に日帰りのカニツアーハーを開催するということで、播但線の利用促進を図っていくというふうな事業を計画させていただいております。

御質問の最低遂行人数というふうなところなんですけれども、この部分については、この事業につきましては今のところ設定はございません。といいますものも、今回の事業につきましては、車両の貸切りというふうなところは行わない予定でございます。120人予定しておりますけれども、ツアーハーのほうで120人分、それぞれ普通に予約するような形で120人分の席を押さえていくということを考えております。例えばその120人が半分の60人になった場合は60人分はキャンセルさせていただいて、60人分で席を押さえさせていただいて実施をすると。

もう一つ、その人数的に気になるところといいますのは、ホテルのほうの会場、120人というふうなところでいいますと、今想定をさせていただいているのは、城崎温泉の西村屋の招月庭というふうな会場を押さえさせていただいております。そこでは120人全員がそろった上での一つの席で御飯いうか、カニが食べれるというふうなところですので、そういう大きな場所も押さえておりますので、例えばそれが先ほど言いました60人になった場合、どういうふうな席になっていくかっていうふうなところは一つ課題としてはあるんですけども、基本的には人数が少なくなつても遂行はしていくというふうなところですけれども、少なくなければ利用促進の効果というふうなところはもう薄れてくるということなんで、私どもとしましては120人を集めていくというふうに思っております。

また、この120人をオーバーした場合ということになるんですけども、先ほどと同じような例にはなってくるんですけども、一つ一つ押さえていくということなんで、人数に応じては120人を超えて予約ができる可能性がございます。それはそれで対応させていただきたいというふうに思いますけれども、基本は120人で募集をかけさせていただくというふうなところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。そうしたら、私はスキー場の臨時駐車

場の件についてお尋ねします。今回、一番最後のページに臨時駐車場の利用状況の資料もつけていただいてます。これによりますと、令和6年度のマックスの1日の利用者数は168人。1台3人で計算すると1日マックス56台、恐らくこれは2月の3連休の特定の日だと思います。私、寺前住んで、ちょこちょこ見させていただきますけども、平日でいいますとほぼ止まってる実績はないというふうに私は思っています。

そういう中で、今回、今までお借りしていた事業者さんから、ちょっと今年度は駄目だということで、新しくまた違う土地をお借りしてやるっていうことなんですけども、これを見させていただく限り、私、全然、役場の駐車場でいけるんちゃうかと思うんですけど、そういうふうな、総額で90万ですか、ざくっと90万だけなんですけども、少しでも安くするふうにされていくような議論にはならなかったんですかね。私でしたら、本当、土日だけのことですから、十分役場の駐車場、もしくはふるさとイベント広場ですか、そこででも対応可能だとは思うんですけどもね。その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（澤田俊一君）　高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋吉治君）　ひと・まち・みらい課、高橋でございます。小寺議員の質問にお答えしたいと思います。

少しでも安くということで、費用のかからない駐車場の検討はしたのかという御質問かと思います。私どものほうも今までの駐車場が借りれないというところから、まずは駐車場、どこが一番適切であろうかということの中で、当然費用面についてもかからないところを探しておりました。その中で、役場の広場のほうも検討もさせていただきました。ただ、役場の広場のほうにつきましては、例えばヘリポートのことであったり、それと、1月に行われます神河のマラソン大会の会場、全体的な会場であったりというようなところで、その日、またイベント等によって駐車場を変更せざるを得ないような状況が発生する可能性が考えられます。そういうことから、この日だけを違うところとか、役場の駐車場を想定した場合にこの日だけ違うところを借りるんだというようなところについては、当然得策ではないなというところ、それと、その日だけを違う駐車場の、施設さんのほうから駐車場としてその土地をお借りすると、その日だけ、またこの連休中だけいうようにお借りするようなことについては、なかなか土地所有者の方からの御理解も得れないということから、今回、土地所有者の方、兵庫クレーさんのほうを予定しておりますけども、そちらからは御了承を得ることができましたので、こちらの所有の土地をお借りさせていただいて、臨時駐車場という結果と至ったわけでございます。以上です。

○議長（澤田俊一君）　3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺俊輔君）　小寺です。おっしゃられることも分かりますし、私が想像していたように、恐らくその1月のマラソン大会なんかは物すごい障害に、考える上で障害になったんだろうとは思います。それでも実際に、じゃあ利用を本当に有効活用

されてるかっていうと、私、全く有効活用されてないとは思ってます、正直な話ね。正直、どないでもできるんかなとは思うんです。その辺は本当に創意工夫をしていけばやっていけると思いますんで、今年度はもう恐らく兵庫クレーさんとも話もついてますし、仕方ないのかなっていう部分もあります。今日の委員長報告でも、まず、当初の10年間は事業者さんとお約束をしてるので臨時バスを出さざるを得ないっていう状況も理解しますけれども、私個人の考えとしては、やっぱり収益施設でもうけでいらっしゃる事業者さんのために、何で町がバスをお金を出して出さなかんのという考え方を常に持っていますんで、また次年度以降、検討される際に、本当にそこにわざわざ臨時駐車場をつくる必要があるのか、本当にそこの役場の駐車場では駄目なのかっていうのを十分に検討していただいた上でやっていただきたいと思います。これ、なかなか答弁難しいんで、答弁のしようもないと思いますけれども、お願いになっちゃいますけれども、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。小寺議員の今、お願いといいますかということでございますが、現在の臨時駐車場の考え方、小寺議員のほうもおっしゃってくださいましたけども、臨時駐車場につきましては、シャトルバスの運行と併せて、スキー場オープンの際の約束となっております。今の指定管理期間、また契約期間中につきましては、臨時駐車場、シャトルバスの運行は行っていく予定としておりますが、今後につきましては、御提案のとおり、公募時の条件として今後十分検討をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 先ほどの関連でちょっと一つお聞きします。兵庫クレーの駐車場ですね、もう既に何か臨時駐車場という看板が上がっとんですけど、あれはもうこっちが借りたということになっとんか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。臨時駐車場の看板があるということでございますが、当方、こちらとしましては、まだ契約前でございます。そのため、今回補正予算を出させさせていただいて、その後に契約ということでございますので、看板などにつきましては、こちら、一切まだ準備しておりません。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ということは、向こうの会社が勝手に看板立てたということですか。何か臨時駐車場と書いた看板が二、三週間前からあるんですけどね。車も奥に何台か止まっとんですけど、それは役場は一切タッチまだしてないということやね。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。私どものほうで看板などを用意しておりませんし、奥のほうに止めてあります車両につきましては兵庫クレーさんの車両というふうにお伺いはしております。ですので、繰り返しになりますが、こちらで用意したものではありませんし、契約もまだということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） それでは、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第74号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

### 日程第12 第75号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第12、第75号議案、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第75号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、前年度繰越金として805万5,000円を増額しております。歳出では、清掃維持管理委託料として38万7,000円の増額。予備費として766万8,000円の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ805万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億997万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。第75号議案の詳細

説明について御説明申し上げます。事項別明細書で説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、第4款繰越金は、介護療育前年度繰越金が決算により確定しましたため、805万5,000円の増額でございます。

次に、歳出、第1款第1項1目介護療育支援事業運営費で、12節委託料、清掃維持管理委託料38万7,000円を増額補正するものでございます。当初予算編成時には59万4,000円で予算措置をしておりましたが、昨今の人件費等が高騰しているため、当初予算額では4月から10月までの7か月分の契約しかできない状況でございました。このたび残りの11月から3月の5か月分を契約するため38万7,000円を増額補正し、清掃維持管理委託料を合計98万1,000円とするものでございます。第3款第1項1目予備費につきましては、決算に伴い766万8,000円を増額するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第75号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第75号議案は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第13 第76号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第13、第76号議案、令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第76号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、国庫支出金の増額、財政調整基金繰入金の減額、令和6年度決算に伴う前年度繰越金の増額でございます。歳出では、システム標準化に伴う限度額適用認定証等の印刷製本費の増額、県支出金返納金の減額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ455万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,850万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは第76号議案の詳細説明を申し上げます。事項別明細書の12ページをお願いいたします。

まず、歳入ですけれども、3款1項2目社会保障・税番号システム整備費補助金ですが、これは資格確認書などの一斉更新の際に配付したマイナ保険証の周知・広報用リーフレット作成にかかる印刷費などが補助対象となり、本年6月27日に内示を受けたことにより2万1,000円を増額補正するものでございます。次に、6款2項1目財政調整基金繰入金は、このたびの補正の財源調整により958万円減額、7款1項1目繰越金は前年度繰越金の確定により500万4,000円の増額でございます。

次に、歳出ですが、1款1項1目一般管理費はシステム標準化に伴うもので、自己負担額が高額になる場合に、所得に応じた限度額までの支払いとするために医療機関等に提示する限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の印字位置などの変更により、印刷製本費25万5,000円を増額するものでございます。6款1項2目県支出金返納金ですが、これは令和6年度の特定健診・特定保健指導に要した費用として交付される特定健康診査等負担金の額確定に伴い返還金22万8,000円増額、令和6年度の診療分に係る保険給付費等普通交付金並びに保険者の予防健康づくりの取組状況などに応じ交付される保険者努力支援制度交付金に係る保険給付費等交付金の額確定により保険給付費等交付金償還金503万8,000円を減額するもので、合計481万円の減額でございます。

以上で75号議案の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第76議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第76号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第14 第77号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第14、第77号議案、令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第77号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度、神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、令和6年度決算に伴う前年度繰越金228万6,000円の増額、歳出では前年度繰越金同額を後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金に計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,565万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第77号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第77号議案は、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第15 第78号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第15、第78号議案、令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第78号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度、神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は主に令和6年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金として2,365万7,000円を増額しております。歳出では、令和6年度決算による介護保険給付費準備基金として1,040万6,000円の増額、国・県の負担金等の精算に伴う償還金として1,212万4,000円の増額、予備費として112万7,000円の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,365万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億258万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。あんまり大したことよう聞かんのですが、24ページで、介護給付費準備基金積立金で、歳出のほうで1,040万6,000円積立て、何もこれでええんですけども、これ積立てのルールか何かに基づいてされと思うんですが、何かこういう取決めがあってこの金額になるという計算式がある思うんやね。それを教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。計算式というのは特に持ち合わせておりませんで、繰越金が出ております2,365万7,000円が前年度の繰越金ということでございます。そこから、償還金利子及び割引料、こちらにつきましては決算によるもので返還金を計上しないといけない分がございます。それと、決算に伴う予備費の分でございますが、こちらにつきましても、予備費につきましては補正後、補正額が112万7,000円としておりますが、こちらにつきましても例年、必要最低限の分の予備費を持ち合わせるために112万7,000円を補正させていただいております。その残額につきましては、基金のほうに積立てをするということでさせていただ

いております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。いや、僕ね、予備費のところで引っかかったんですね。77万やったら77万のままでえんちゃうんかいなと。何でわざわざ112万7,000円予備費を増額する必要があるんやと。112万7,000円の予備費をそっくりそのまま準備基金に積んだらそれでえんちゃうんかなと。何で予備費増やす必要があるんか、聞きます。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 予備費につきましては、補正後の額が189万7,000円となっております。これにつきましては、内訳としまして、町の事業分と郡の審査会っていうのがございます。町の事業分につきましては予備費として50万そのまま変更はございませんが、もともとの郡の審査会の予備費が、当初予算では27万円しかちょっと予備費として置くことができませんでしたが、27万円では郡の審査会の分につきまして若干予備としてもう少し置いておきたいというのがございまして、このたび112万7,000円につきましては郡の審査会の予備費として置かせていただいて、トータルで189万7,000円の予備費とさせていただいたものでございます。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第78号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第78号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第16 第79号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第16、第79号議案、令和7年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第79号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は令和6年度からの繰越金が確定したことに伴うもので、歳入では前年度繰越金を2万7,000円増額、歳出では前年度繰越金同額を予備費に2万7,000円増額するものです。これらによりまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,782万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに補正の内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第79号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第79号議案は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第17 第80号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第17、第80号議案、令和7年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第80号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入において、令和6年度決算に伴い前年度繰越金を557万7,000円減額補正、歳出において予備費で調整計上いたしております。これらによりまして歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ557万7,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,811 万 3,000 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。

このたびの補正は前年度繰越金が確定したことによる繰越金の減額でございますが、なぜ当初見込みより繰越金が減となったのかについて御説明いたします。

新年度の予算は 12 月に編成をいたします。収入額の大半を占める診療収入は 2 か月遅れで入金となるため、予算編成に際しては 12 月までに入金された 4 月から 10 月分の診療報酬月平均 975 万円程度が年度末まで収入できると想定し予算編成をいたしました。ところが、12 月以降、訪問患者さんが入院に至ったケースなど訪問回数が減に転じて、診療報酬が月平均 860 万円程度になり、収入見込額が 460 万円程度減になりました。一方、費用で予定より少し支出が多くなったことで、結果的に繰越金が 557 万 7,000 円減額となったものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 80 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 80 号議案は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第 18 第 81 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 18、第 81 号議案、令和 7 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第81号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、令和6年度決算に伴う前年度繰越金を47万8,000円増額、歳出では前年度繰越金同額を予備費に計上しております。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ689万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第81号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第81号議案は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第19 第82号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第19、第82号議案、令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第82号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では振興基金繰入金の増額、歳出では長谷漁協事業に係る一般会計繰出金の増額によるものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,341万2,000円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては令和7年8月19日に長谷地区振興基金審議会に

承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した第74号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

---

#### 日程第20 第83号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第20、第83号議案、令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第83号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第4条の資本的収入で、国庫補助金の内定額の決定により第2項の国県支出金を4,315万8,000円の減額、第1項の企業債を国庫補助の減額相当分の4,310万円増額いたします。また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を2億462万5,000円に改めます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第83号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第83号議案は、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第21 第84号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第21、第84号議案、令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第84号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4条予算の資本的収入及び支出におきまして、老朽化が進んでいます川上地内のマンホールポンプの電気設備の更新工事等を実施するため、収入では企業債の2,040万円の増額、支出では施設費の工事請負費として2,060万9,000円の増額、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額を2億5,818万円に改めます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第84号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第84号議案は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（澤田 俊一君） ここでお諮りします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、明日9月2日午前9時再開とします。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。

---

午後1時52分延会

---